

議案第四十七号

三朝町役場庁舎新築電気設備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年三月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十拾壹年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎



- 一 工 事 名  
三朝町役場庁舎新築電気設備工事
- 二 工 事 場 所  
東伯郡三朝町大字大瀬地内  
倉吉市八屋一四六番地の一
- 三 契約の相手方  
中国電気工事株式会社  
倉吉営業所長 矢 戸 昭 典
- 四 契 約 金  
一金式千六百八十万円也
- 五 工事完成期限  
昭和五十二年四月三十日
- 六 契約締結の方法  
指名競争入札